

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報



お金が返ってくる!?

携帯を持って ATMへ行けば 詐欺です!!

事例

市役所職員などを名乗る者から電話があり、「医療費の払い戻しがある」「税金の還付がある」などと言う。携帯電話を持ってATMに行くよう指示され、お金が戻るならと従ったが、なぜか自分がお金を振り込まされていた。

アドバイス

- ATMの操作で還付金が支払われることはありません!
- 電話の指示には決して従わないで下さい!



◆市役所等自治体、税務署、社会保険事務所、年金事務所などの職員を名乗り、税金などを還付する手続きに見せかけ、お金を騙し取ろうとする、**還付金詐欺**です。

◆ATMを操作させて、自己口座から相手方口座へ現金を振り込ませようとします。

◆「〇時までの手続きが必要」などと、考える余裕を与えなかったり、**金融機関以外のATMコーナーへ誘導**する、などの特徴があります。

◆もし電話中に少しでも不安を感じる事があれば、通話を切って最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談は

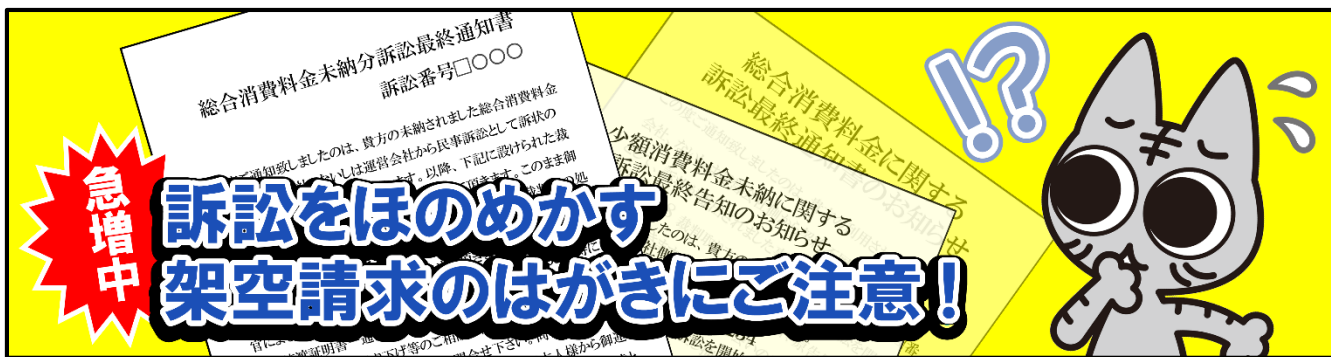
消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

消費生活課 ニャン吉

(身近な消費生活相談窓口につながります。)



■ 架空請求はがきの相談件数が増えています！

5月発行の第67号でもお知らせしましたが、架空請求のはがきの相談がその後も依然増加している状況です。はがきの文面も少しずつ違うものが登場したりと多様化しているため、再度お知らせします。

- 50～60代の女性に多く送られています。
- 放置しても裁判にはなりませんので、慌てず無視して下さい。

以下のように、少しずつ違う文面で送られてきています。

総合消費料金未納分訴訟最終通知書
訴訟番号□○○○

この度ご通知しましたのは、貴方の未納された総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされた事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このまま御連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書一通郵送させて頂きますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に關しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年○月○日

民事訴訟管理センター
〒102- ■■■■■
東京都千代田区九段 ■■■■■
消費者相談窓口 03-4214- ■■■■■
受付時間 9:00～20:00

少額消費料金未納に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、または運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が受理された事をご通知致します。
管理番号 (□) - ○○○
裁判取り下げ最終期日を経て、訴訟を開始させて頂きます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張を全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証明書の交付を承諾して頂きますようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に關しましては、当局にて承っておりますので、管理職員までお問い合わせ下さい。

書面での通達となりますので個人情報保護法により、必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年○月○日

法務省管轄支局 日本中央機構
東京都千代田区霞ヶ関 ■■■■■
取り下げ等のお問合せ先 03-5924- ■■■■■
受付時間 9:00～18:30(日、祝日を除く)

総合消費料金に関する
訴訟最終通知書のお知らせ

この度ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出された事をご通知致します。管理番号(□)○○○の裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの元、給与差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証明書の交付を承諾していただくようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に關しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年○月○日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞ヶ関 ■■■■■
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6384- ■■■■■
受付時間 9:00～20:00(日、祝日を除く)

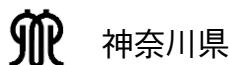


神奈川県では、注意喚起の動画を作成しました。
かなちゃんTVをぜひご覧ください！

CHECK! ▶▶▶



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



県民局くらし県民部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835
電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506